

1 家計急変世帯とは

保護者の失業・死亡・離婚等のために、世帯の家計を支えていた人（世帯の中で最も収入が多い人）の収入の手段がなくなった。

*収入の減少は、対象となりませんのでご注意ください。

2 家計急変の発生事由

(1) 失 業 = 世帯の中で最も収入が多かった人が失業した。

(例) ・勤めていた会社が倒産した。

- ・会社を解雇された。
- ・自営業を廃業した。

(2) 死 亡 = 世帯の中で最も収入が多かった人が死亡した。

(3) 離婚 ＝ 保護者が離婚したために、離婚前の世帯で最も収入が多かった人以外が園児の保育料を負担することになった。

※正式に離婚が成立していない場合（別居）は、補助対象にはなりません。

(4) その他 = その他の事情で、世帯の中で最も収入が多かった人の収入の手段が失われた。

(例) ・病気休職のため、給与が支給されない。

- ・自営業であるが、病気のために仕事ができなくなり、収入がなくなった。
- ・世帯の中で最も収入の多かった人が失踪してしまった。（警察に届出をした。）

3 令和7年度の補助対象になる園児

次の（１）～（３）のすべてに該当する場合、補助対象となります。

(1) 令和6年4月以降に家計急変が発生した。

